

各 位

入札・契約制度の改善について（お知らせ）

過度な安値受注などいわゆるダンピング受注については、品質の低下、下請け・資材業者へのしわ寄せ、安全対策の不徹底とともに、建設業の健全な発展を阻害する恐れがあることなど多くの問題が指摘されています。

本市においても、これまで、低入札価格調査制度における調査基準価格及び失格基準を引き上げるなど、ダンピング受注防止対策を講じてきていますが、依然として調査基準価格未満で落札する（低落札率）傾向が続いています。こうしたことから、入札・契約制度の適正化に向けて、ダンピング受注防止対策のより一層の強化を図るとともに、その他所要の改正を行うものです。

1. 調査基準価格と最低制限価格を引き上げます。

低入札価格調査制度における「調査基準価格」及び最低制限価格制度における「最低制限価格」は、予定価格算出の基礎となった各費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費相当額、一般管理費等）に、それぞれ設定した率を乗じて得た額を合算して算定していますが、各費目に乗じる率を次のとおり変更します。

現 行	改 正
<p>直接工事費 × 95% 共通仮設費 × 90% 現場管理費相当額 × 70% 一般管理費等 × 30%</p> <p>【算定式】 (+ + +) × 1.05</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の 70% ~ 90%</p>	<p>直接工事費 × 95% 共通仮設費 × 95% 現場管理費相当額 × 75% 一般管理費等 × 50%</p> <p>【算定式】 (+ + +) × 1.05</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の 70% ~ 90%</p>
<p>【解体工事のみ】</p> <p>直接工事費 × 85% 共通仮設費 × 90% 現場管理費相当額 × 70% 一般管理費等 × 30%</p> <p>【算定式】 (+ + +) × 1.05</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の 70% ~ 90%</p>	<p>【解体工事のみ】</p> <p>直接工事費 × 85% 共通仮設費 × 90% 現場管理費相当額 × 70% 一般管理費等 × 45%</p> <p>【算定式】 (+ + +) × 1.05</p> <p>【設定範囲】 予定価格（税込）の 70% ~ 90%</p>

算定式の端数処理

、 、 、 は 1 円未満の端数切り捨て

調査基準価格 = (+ + +) × 1.05
(最低制限価格) 千円未満切り捨て

~ の合計額は千円未満の端数切り捨て

× 1.05 は消費税の加算を表します。

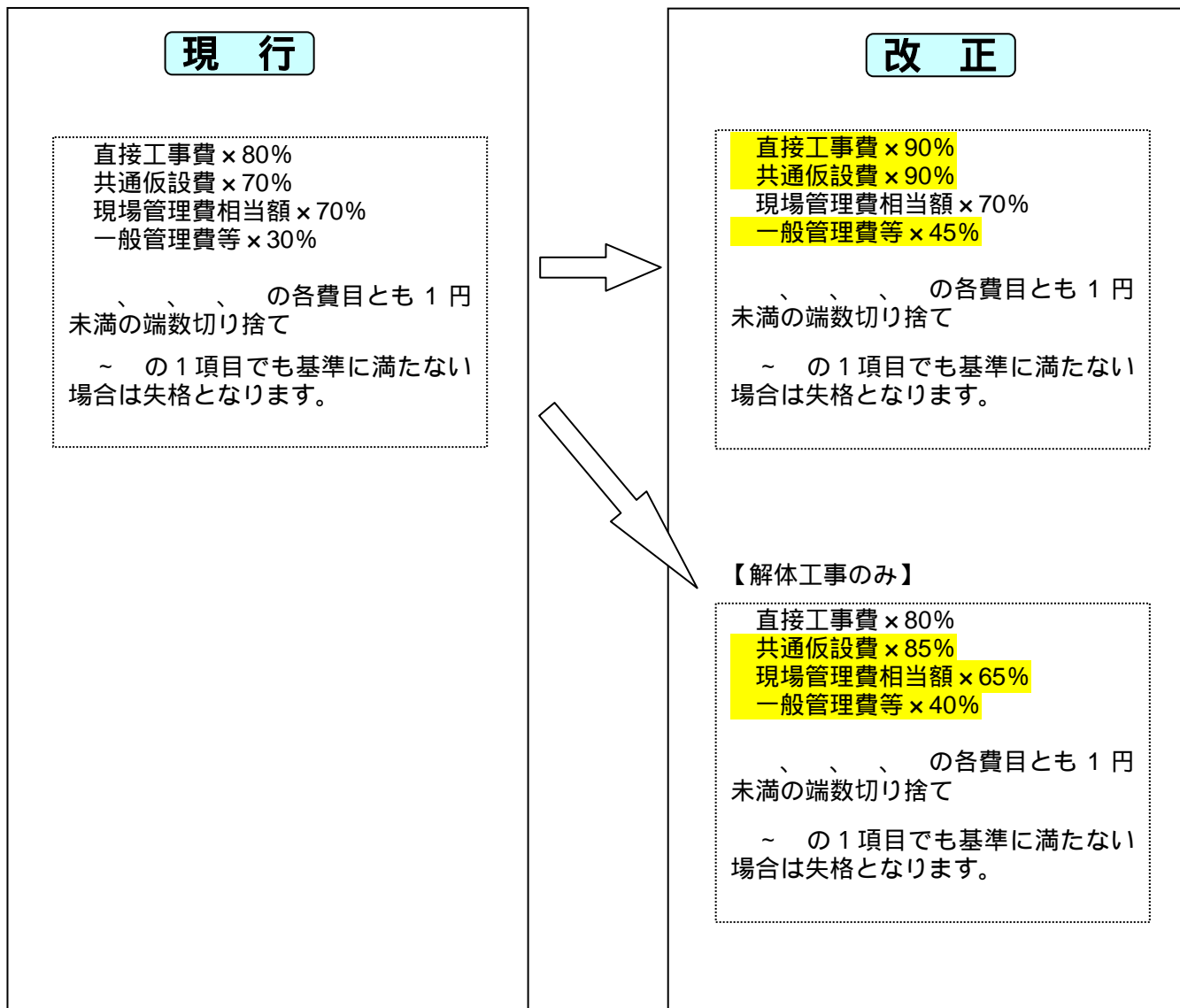
参考

低入札価格調査制度（予定価格が 5,000 万円以上の工事に適用）

最低制限価格制度（予定価格が 130 万円を超え、5,000 万円未満の工事に適用）

2. 数値的判断基準（失格基準）を引き上げます。

低入札価格調査制度における「調査基準価格」に満たない価格をもって入札した者について、失格と判定する数値的判断基準を引き上げます。



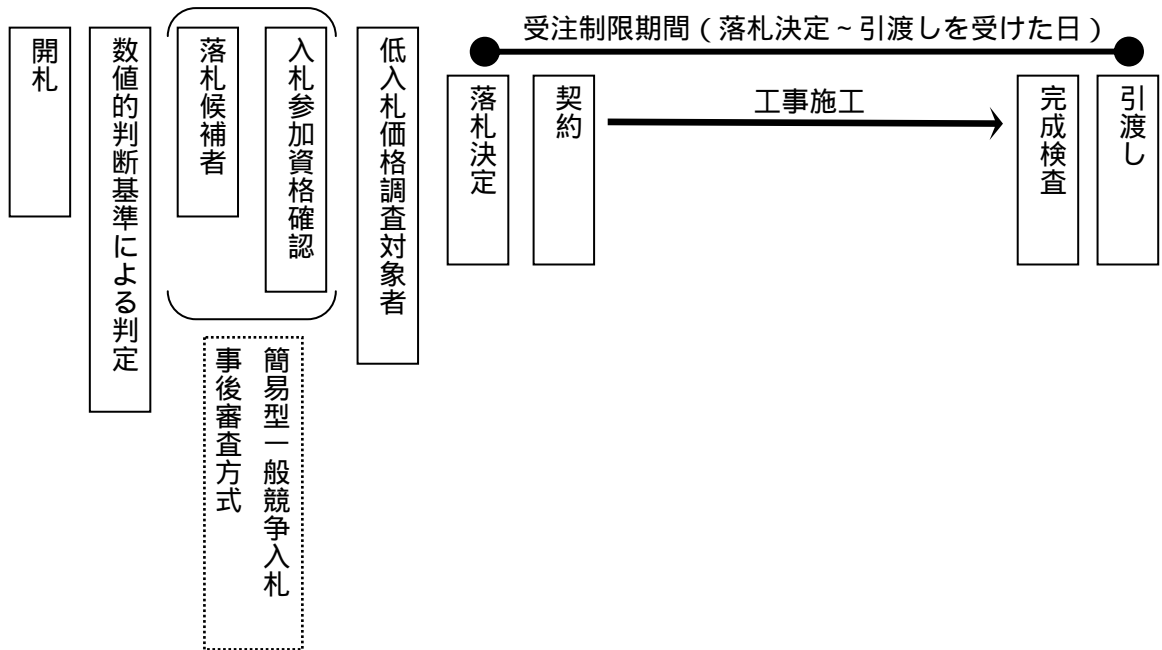
3. 低入札価格調査により落札できる工事の件数を 1 工種 1 件のみとします。

調査基準価格未満の入札を行った者が、低入札価格調査により契約した市発注の同工種工事(共同企業体の方法によるものを除く。)について、落札者または契約の相手方となっているときは、数値的判断基準による判定を行わずに失格とします。

調査基準価格未満の入札により、同時期に低入札価格調査のため落札保留となった同工種工事が 2 件以上ある場合は、1 件が落札決定となった時点で、他の工事については調査を行わずに失格とします。

当分の間、市内に本店を有する業者を対象とします。

受注を制限する期間は落札決定日から引渡し日までとなります。



4 . 低入札価格調査により落札した工事は、現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼務を禁止します。

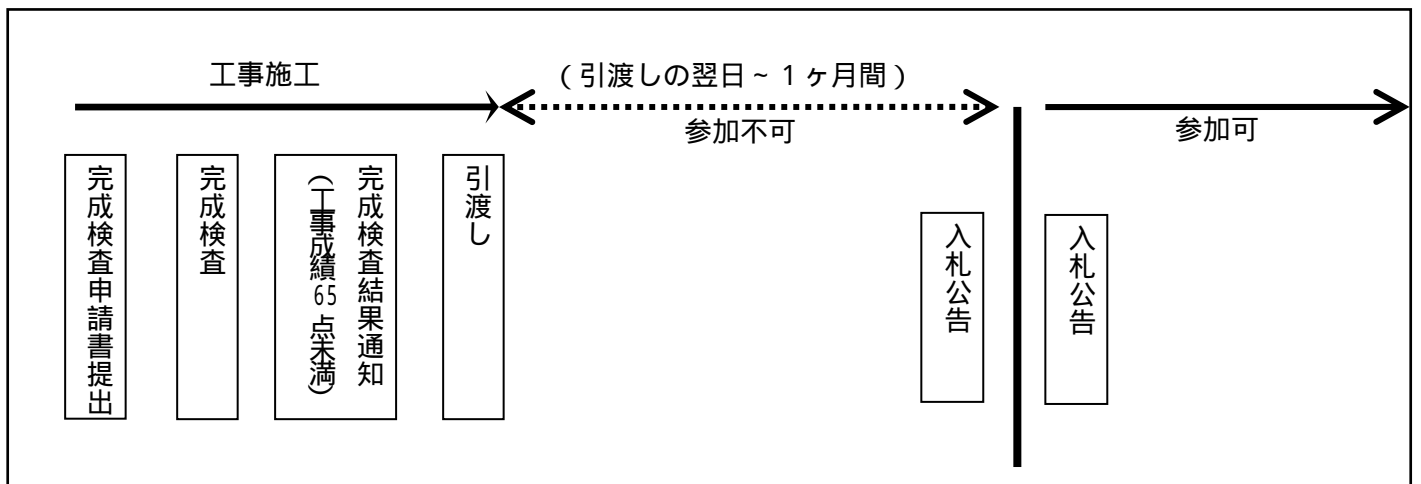
低入札落札工事における工事の品質を確保するため、低入札で落札した工事は、現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼務を認めない（2人体制を義務付ける）こととします。

5 . 数値的判断基準による判定結果を公表します。

入札・契約制度の透明性を確保するため、契約締結後に落札者の数値的判断基準による判定結果を公表します。

6 . 工事成績評定が 65 点未満だった場合は、1 ヶ月間、一般競争入札に参加できないこととします。

市発注工事の施工にあたり、工事成績評定が 65 点未満だった場合は、一般競争入札に当該工事の引渡しを受けた日の翌日から 1 か月間参加できないこととします。



7. 設計図書の問題に対する回答は全入札参加者に対して行います。

入札における設計図書の問題に対する回答は、公正な競争の促進、透明性の確保を図るため、質問者のみでなく全入札参加者に対して行うこととします。

今回の改正は、平成 22 年 11 月 1 日以降に公告又は指名通知をする入札について適用となります。(平成 22 年 10 月 31 日までに公告又は指名通知をした入札については従前の例によります。)

問い合わせ先

八戸市財政部管財契約課

0178-43-2111 内線 172、723